

監 査 第 38 号

平成 28 年 8 月 10 日

四日市市長 田 中 俊 行 様

四日市市監査委員 伊 藤 晃

同 廣 田 正 文

同 中 村 久 雄

同 中 森 慎 二

財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、算定された平成27年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

平成27年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成28年7月25日から平成28年8月 9日まで

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から審査に付された平成27年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかに主眼をおいて実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表（決算統計）、関係部局が作成した算定根拠資料、関係書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

4 審査の結果

（1） 総括

審査に付された平成27年度決算に基づく健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

（単位：%）

比 率	平 成 26 年度	平 成 27 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.0
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.0
実質公債費比率	11.3	9.8	25.0	35.0
将来負担比率	46.6	37.5	350.0	—

（注） 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「—」で表示される。

- 2 連結実質赤字比率の財政再生基準は、平成23年度決算からは30%となっている。
- 3 実質公債費比率は、18%を超えると市債発行は許可制となる。
- 4 将来負担比率について財政再生基準はなく、350%を超えると財政健全化計画を作成しなければならない。
- 5 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている。

(2) 各比率について

①実質赤字比率について

実質赤字額は引き続き発生していない。

②連結実質赤字比率について

連結実質赤字額は引き続き発生していない。

③実質公債費比率について

実質公債費比率は、前年度と比べ 1.5 ポイント改善され、9.8%となつており、減少傾向にある。また、法令に定められる市債発行の許可制基準である 18.0%も引き続き下回っている。

④将来負担比率について

将来負担比率は、前年度と比べ 9.1 ポイント改善され、37.5%となつており、減少傾向にあるとともに、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 意見

① 今回、算定した健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。その中で、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも良化傾向にあり評価できるが、以下の点に留意して今後の財政運営に取り組まれたい。

(ア) 各指標においては、財政再生基準及び早期健全化基準を大きく下回るレベルにあるが、財政経営部は夕張市の例も含めて、管理のポイントを再学習するなど、常にるべき経営姿勢を意識して業務を遂行すること。

(イ) 市としての比率の目標値設定については、全国平均や県内他市町平均の比率を参考にするだけでなく、今後の投資計画や市民サービスの拡充・前倒しなど経営の方向や意思を勘案した市独自の目標値の設定を検討されたい。そして、積極的なまちづくりや行政経営そのものの改善などに配意し、目標達成に向けた財政運営に注力すること。

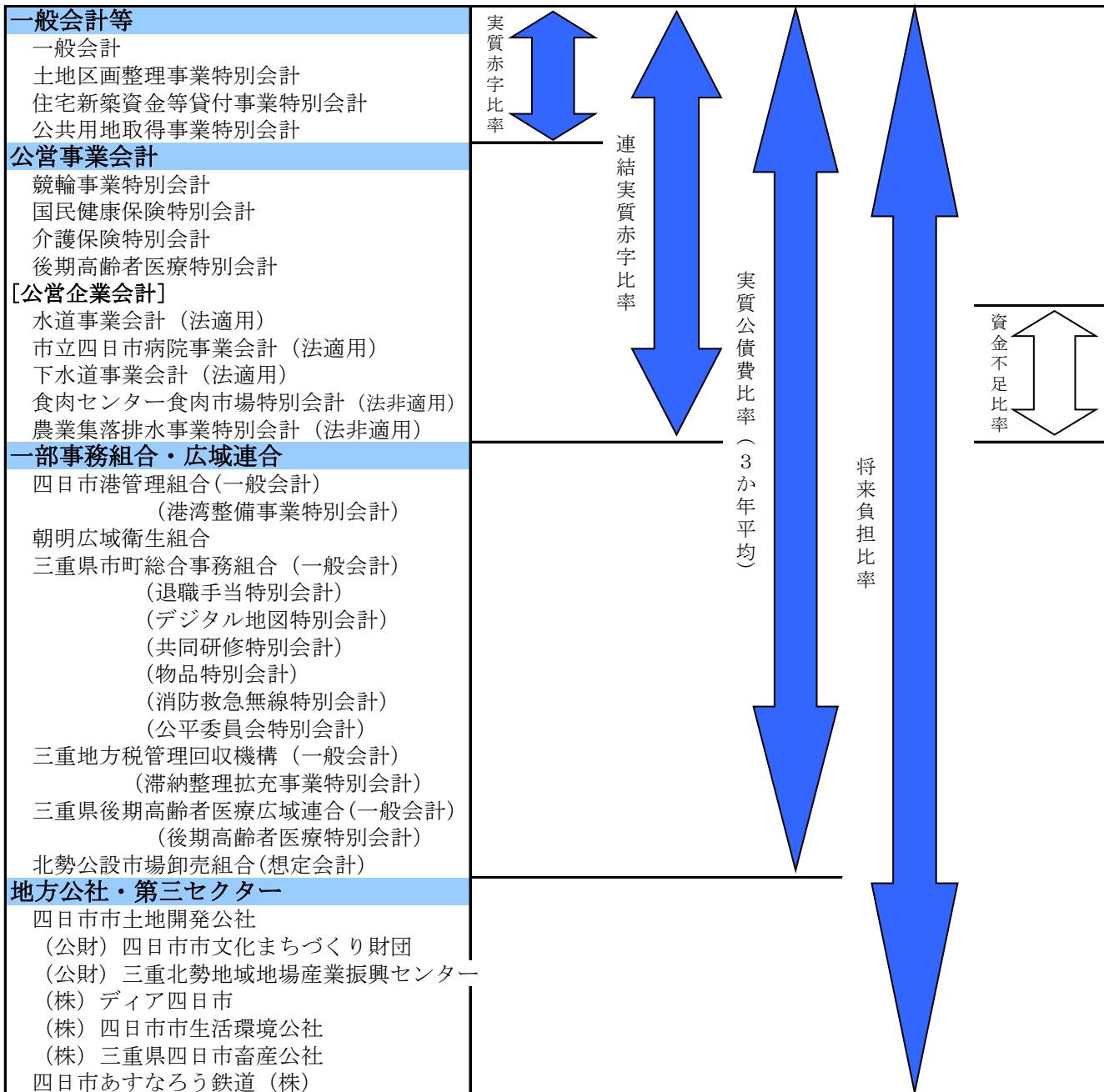
② 健全化判断比率が良化傾向を維持していることについては、例えば、経済や企業活動など外部要因により良化したもの（法人市民税、固定資産税、事業所税など）と行政による取組みで良化したもの（収納体制の改善、基金の拡充、起債管理の改善など）に分別して項目・金額を表示したり、具体例を補足するなど、市民目線でわかりやすい表づくりや説明に努めること。

加えて、目的税である事業所税については、その「使途」の内訳を市民に理解されるよう、見える化に一層努めること。

③ 公社・第三セクターの財政状況については、決算書等により的確に内容を把握するとともに、市民に向けたよりわかりやすい資料作成や説明ができるよう工夫に努めること。

④ 将来負担比率の算定における将来負担額のうち、退職手当支給予定額に係る本市負担額は平成20年度の192億円から平成27年度は147億円まで減少させている。要因として支給基準の見直しや職員構成の若返りなどが考えられる。それぞれの要因ごとにどれだけ軽減されているのか分析し、成果と課題を整理すること。

財政健全化判断比率等の対象となる会計



は、各指標の対象となる会計の範囲を示している。

健全化判断比率等の算定式

対象：財政健全化審査

◆実質赤字比率

【定義】 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

◆連結実質赤字比率

【定義】 全会計(一般会計等+公営事業会計)を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

◆実質公債費比率

【定義】 一般会計等が負担する公債費及び準公債費の標準財政規模に対する比率(3か年平均)

【算定式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

◆将来負担比率

【定義】 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$